

瑞穂市行政改革推進委員会会議録

審議会等の名称	平成25年度 第1回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	平成25年10月15日（火曜日） 午後6時00分から8時00分
開催場所	瑞穂市役所 3階 議員会議室
議 題	(1) 第二次瑞穂市行政改革大綱について（平成24年度実績） (2) 包括外部監査について (3) 市からの諮問案件について（提案）
出席委員欠席委員	（出席委員）齋藤 康輝、今木 啓一郎、河合 和義、迫田 義一、 野田 寧宏、竹林 茂子、藤中 広、森 光弘 （欠席委員）棚橋 和子、広瀬 恵子
公開の可否 （非公開理由）	可
傍聴人数	0 人
審議の概要	<p>開会</p> <p>【企画財政課長】 定刻となりましたので、第1回瑞穂市行政改革推進委員会を開催させていただきます。 （8名の委員出席を確認し、会議が成立している旨の宣言をした。）</p> <p>委嘱状交付</p> <p>（出席委員8名に対し、委嘱状を交付した。）</p> <p>挨拶</p> <p>【副市長】 本日はお忙しい中、会議にお集まりいただき誠にありがとうございます。従前から引き続きとなる委員の方につきましては、委員会の内容について予めご承知いただいているかと思いますが、初めて本委員会の委員になられた方につきましては、今は地方分権の時代でありまして、いかに行政を効率的に運営するかということについて、高所、高段からのご意見を賜り、瑞穂市の行政のあり方についてご検討いただく組織でありますので、これからの2年間ご指導ご協力賜りますことを謹んでお願い申し上げます。</p>

自己紹介

(各委員から自己紹介がなされた。)

会長・副会長の選任

(委員による互選の結果、会長に齋藤委員、副会長に今木委員が選任された。)

議題(1) 第二次瑞穂市行政改革大綱について(平成24実績)

【会長】

(議題(1)に対し、事務局に説明を求めた。)

【事務局】

(第二次行政改革大綱についての計画策定経緯及び経過、実績各項目(ポイントのみ)について説明がなされた。)

【会長】

事務局から引き続き何かご説明はありますでしょうか。

【事務局】

瑞穂市行政改革大綱の計画期間延長についての案件となります。

経緯についてご説明しますと、現行計画の前に「第一次行政改革大綱」という計画がございまして、こちらの計画期間は、平成18年度から平成22年度までとなっており、これを引き継いだ形で策定されたのが「第二次行政改革大綱」になります。

第二次行政改革大綱の計画期間は、本来であれば平成23年度から始まるのですが、それが1年前倒しとなり、平成22年度から平成26年度までの計画期間になったという経緯がございまして、また、行政改革大綱に連動した計画として「瑞穂市総合計画」というものがございまして、現在「第一次総合計画」の計画期間中となっております。

この計画期間は平成18年度から平成27年度までとなっており、「第二次行政改革大綱」と「第一次総合計画」の計画期間に1年間のズレを生じることになりまして、平成26年度から次期総合計画の策定業務が始まりますことから、行政改革に関する計画の期間と、次期総合計画の計画期間の整合性を図るという意味で、第二次行政改革大綱の計画期間を1年間延長させていただき、計画終了を平成27年度まで延長しまして、平成28年度からの行政改革に関する計画については、総合計画に合わせた計画期間で策定したいということについてお諮りするものです。また、本委員会におきましては、平成28年度から始まる新たな行政改革に関する推進計画等について、議題としてとり上げる予定をさせていただいておりまして、来年度中には素案を上げさせていただきたいと存じますので、その際にご審議の程よろしくお願いたします。

【会長】

今ご説明にあったことは、総合計画と行政改革大綱の計画期間の整合性を考え、行政改革大綱の計画期間を1年間延長するという件になります。委員の皆様いかがでしょうか。

【G委員 藤中委員】

行政改革大綱と総合計画の役割とは何でしょうか。

【事務局】

それぞれの計画には様々な内容の案件が記載されておりまして、市の総合的な施策の基礎的計画である総合計画の中の一つの項目として、行政改革に関する内容などが盛り込まれてくるものでして、それに対する細かな目標設定や実施計画にあたるものが、現在は行政改革大綱という形で示されていることになります。

【G委員】

総合計画の方が上位計画になるという理解でよろしいですね。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【会長】

計画期間延長の件と行政改革大綱の実績報告について、何かご意見ございますでしょうか。

【H委員】

訂正して欲しいということではありませんが、行政改革大綱実績の10ページの(8)第3セクターの健全な経営のところの、①～④の「健全な経営」という表現についてですが、数字を見る限りとても健全とは言えない内容であると認識しているのですが、慣例的部分があるとは思いますが、この表現をこのまま使い続けるのでしょうか。

【副市長】

第3セクターというのは、ご承知のとおり市が出資して設立した団体になるわけです。施設管理公社がどういったものかと言いますと、旧民法第34条法人にあたるもので、行政コストを削減するため、市民センターや総合センターなど本来市が直接管理するような施設をその法人が管理するというものになります。その後、自治法改正や指定管理者制度が創設されたこともございまして、業務の部分的なところを施設管理公社に委託し、効率的運営につなげてきたというものです。

一方、株式会社のみずほ公共サービスはどうかと言いますと、これも市が本来行う封筒の封入業務や、資料の印刷業務などの簡易的業務のみずほ公共サービスに委ね、経費の削減に努めてきたというものになります。平成24年度の利益がマイナスとなっておりますが、これについては、経営が赤字になっているという意味ではなく、実質的には過去から累積した利益がありそれで相殺をしております。また、み

ずほ公共サービスの出資金は1千万円で、株主である市への株主配当はしておりませんので、利益は内部留保しており、その留保金で運営できておりますので単年度収支はマイナスになっていますが、実質は黒字になっております。

ちなみに、施設管理公社とみずほ公共サービスは、昨年10月に一本化を目指しまして、この4月1日から「一般財団法人 瑞穂市ふれあい公共公社」として運営を開始しております。

健全な経営というのは、赤字を出してはいけないということにおいては最大の留意点になりますので、その意味で行政改革大綱では「健全な経営」という表現を用いておりますが、平成24年度の実績が赤字なので、健全な経営が担保されていないという意味とは違いますので、その点についてご理解をいただきたいと思います。

【H委員】

そういったことであるのなら、表現として「健全な経営」でなく「経営状況」でとどめてもよかったのではないのでしょうか。

【副市長】

今回は結果を報告しておりますが、計画を策定する際は今後もこのような経営理念で運営努力しますという目標として掲げておりますので、この表題は「健全な経営を目指す」という計画目標を設定したのになっております。

【H委員】

未来に向かってならば、「健全な経営」で納得できますが、今日のお話を聞く限り、「経営状況」と言い切ったほうが市民にとって非常にわかりやすいものになると思います。

【会長】

H委員は、例えば不健全な傾向が顕著にあるという意味でおっしゃっている訳ではないですね。この数値を市民の皆さんにお伝えする場合「健全な」という表現が気になるというご意見でしょうか。

【H委員】

はい、そうです。

【会長】

そういったご指摘もあるということで、ありがとうございました。その他何かご意見等ございますでしょうか。

【C委員】

行政改革大綱の実績資料を拝見する限り、財政については極めて良好だと思えます。経常収支比率が下がるということは、健全な運営がなされているということで、起債残高が減少していること、また、基金についてもバランスがとられており、大幅に借金が増えているということもなく、全国的数値からも健全なものであると思えます。

強いて言うのであれば、もう過ぎてしまったことになりましたが、今回職員の増員がなされています。これについてはいろいろ本委員会でも審議してきましたが、平成15年に旧二町が合併し、その時の余剰人員があったわけですし、その後、分権改革などによって人員が増加するものと思われませんが、少しでも長く抑制することが行政改革の基ではないかと思えます。今後審議して行くにあたり、人件費の抑制や財政の健全化について特に見て行きたいと思えます。

【G委員】

行政改革大綱の実績を見て一つだけ思ったことがあります。

今後は税収を増やしていくことを考えなくてはいけないので、この大綱や指針などは、人口増加を想定した過去の古い状況の中のものであり、現在全国の人口は下降しており、新しい将来計画を立てると言われましたが、その時に本当に瑞穂市が残っていますかというところで問題があると思えます。いかに人に住んでもらい、いかに税収を伸ばすかという積極的な姿勢が今後の施策や行政改革の視点として是非必要ではないかと思っております。

【会長】

ありがとうございました。

第二次行政改革大綱の計画期間延長の件につきまして、皆様よろしいでしょうか。(意見なし)

議題(2) 包括外部監査について

【会長】

議題(2)に対し、事務局に説明を求めた。

【事務局】

包括外部監査につきましては、その年毎にテーマを定め、監査を実施しているものになります。テーマにつきましては、行政改革大綱の取り組みの中から選んだものとなっております。行政改革の取り組みの一環としてもその役割を担うものとなっております。

包括外部監査の概要についてご説明させていただきますが、監査機能の強化を目的とし、議会において平成22年6月に「個別外部監査契約・包括外部監査契約に基づく監査に関する条例」が可決制定されました。それまでは監査委員による定期監査を中心に実施されてきましたが、条例可決により定期監査に加え、包括外部監査が実施されることとなりました。

包括外部監査は、都道府県・政令指定都市・中核市には法律で実施が義務付けられています。市町村については、当市のように包括外部監査を導入する条例を定めた場合に実施することができます。

監査委員による監査は、改善や助言を重視し実施されますが、包括

外部監査は批判的機能を基本としておりまして、税理士である監査人が市と包括外部監査契約を結び、選定するテーマについて監査を実施します。その後、監査人から「監査結果報告」が提出され、指摘事項が提示されるという仕組みになっております。それに対して市は、措置（対応した結果）結果を市の監査委員に通知し、その後、措置結果は市民にも公表されることになっております。措置結果（対応結果）については、指摘事項に対しその対応が完了しているものを「措置済」とし、対応中であるものを「改善進行中」で表記し、措置状況は毎年まとめて報告しているというものになります。

（平成22年度から3年間の年度毎の監査テーマと措置状況について説明がなされた。）

【会長】

ありがとうございました。各自治体の規模に応じて、包括外部監査は法令上必ずしも受ける必要がないものになっておりますが、瑞穂市は積極的に包括外部監査を実施してきました。

新しく委員になられた方にご説明申し上げますと、お手元の資料にありますように、「措置済」、「改善進行中」、「不（未）措置」、「未着手」というように指摘に対する対応が分かれており、その中で「不（未）措置」や「未着手」という部分が気になるかと思いますが、個別の案件を吟味いただきますと、なぜ「不（未）措置」であるかということについて報告書に説明がございますので、その点についてご熟読のうえご意見をいただければと思います。

本日初めて見るようなところについては、次回委員会もございましたので、今日すぐということでも結構ですので、ご意見を賜りたく存じます。

【G委員】

措置や是正がなされるまでの平均的な期間はありますか。

【事務局】

すぐに対応できるものと、統一的な対応が必要になるものがあります。補助金などに関しましては、庁内で「補助金等に関する指針」を策定しまして、それに基づき対応を進めたケースもございます。

ですので、各課においてすぐに対応できたものは「措置済」になっておりますし、そうでないものは「改善進行中」ということで表記しております。

【G委員】

議会に向け条例改正が必要となるケースもあるのですか。

【事務局】

当然そういった指摘もございますので、それについては条例改正がなされるまでは「改善進行中」の状態になっており、条例改正がなさ

れた段階で「措置済」になります。

【企画財政課長】

少し補足させていただきますと、今の話は平成23年度の「補助金等の執行状況について」の件でしたが、平成22年度の外部監査では公の施設の使用料の見直しについての指摘を受けております。これに関しては当然条例改正も必要ですし、使用料の見直し方についてどうするかという問題もございました。これらの問題について、庁内で検討しまして経費回収率などを引き合いにし、施設に係る経費の何パーセントまでを負担していただくなどの基準を策定し、指針の形で決めて使用料を見直すことになり、市民にとっては値上げということになりましたが、これも条例改正の手続きを踏んでおるわけですので、そういった経緯のものもあることをご報告します。

【会長】

この委員会でもこれまでの審議において、自転車駐輪場の使用料の件やガラス工房の件、火葬場の件などが審議されてきた経緯もございます。細かい部分につきましては、資料の「進捗状況と取り組み」をお目通しください。

【事務局】

包括外部監査に関係したご報告になりますが、全国オンブズマン連絡協議会という団体がございまして、その団体が市民監査を目的とした包括外部監査の通信簿を平成11年度から作成しており、この度、瑞穂市がその活用度を評価する部門において「措置模範大賞」を受賞しました。これは平成22年度の監査に対する措置に対し評価がなされ受賞したものです。

政令指定都市、特例市、中核市をはじめとする全国119団体の中で、総合評価Aの団体が7団体あり、その中で特に模範とする団体として選ばれ、先月9月7日に京都で開催された表彰式に市長が出席し、表彰状の授与を受けました。評価された主な理由としましては、半年毎に措置の進捗状況が分かるようになっていることをはじめ、市民に対し監査に関する情報を迅速に分かりやすく提供したことが特に高く評価されたとのことです。これからも継続的に行政改革を推進して参りますが、今回の受賞で「瑞穂市の行政改革は全国的に進んだ自治体である」という印象を全国に与えることにもなりましたので、この名誉に恥じないよう皆様のお力をお借りしながら行政改革の推進を一層前進させることにこれからも何卒ご協力をお願いいたします。

【副市長】

この包括外部監査につきましては、市長のマニフェストの公約でありまして、それを市として実施してきたということで、それに対してはいろいろな意見もありましたが、先程の説明にもありましたとお

り、包括外部監査人が監査テーマを選ぶということで、3年間実施して行政運営上特にメスを入れなくてはならないものについて監査がなされたということで、3年で終了することにはなりましたが、今指摘されていることに継続的に取り組むことだけでも相当の負荷があり、今後も施設の管理などにおきまして消費税の問題なども絡んできますので、課題を持って取り組んで参りますので皆様にはご指導のほどよろしくお願いいたします。

【E委員】

市が表彰されたことは結構なのですが、今自治会の交付金が非常に問題になっておりまして、削減削減ということで、私も包括外部監査で指摘された点は全部見直しました。それで、総務課で指摘されていることが全体の8%で、補助金の見直しをなささいというものが金額で5千万円が対象になっています。

自治会連合会で、約2千万円の補助金等について減額することが示され、これは市の方針ですのでよろしいのですが、社会福祉協議会から要請があった件ですが、600円の共同募金について、自治会への市からの補助金が3割削減したのだから、420円しか払えないということ、社会福祉協議会会費の1,000円についても700円しか払えないということで、基金として今後この件について検討しましょうということになりました。いろいろな面で自治会の予算を作るとき、総会で決めていけばいいですが、いくら市が補助を削減しますと言われても、予算枠もあり1年で交代される自治会長さんも58人ほどみえて、引き継ぎもなかなかないところもあるわけで、自主運営で34自治会については募金など集めておりますが、それ以外の自治会は年度予算を組んだ中からこういったものを支払っておりますので、約17自治会が募金について削減を提示してきております。そういったことを踏まえ、市の方も周知・徹底してやっていただいた方が今後いいということもありますし、今回自治会長の手当も3割～4割削減、校区活動の補助金も約300万円～400万円削減しますということで、校区で約80万円～100万円の補助が減額されることは、今までやってきたことが無駄になる部分も出てきますので、そのあたりも考えて校区活動で補助金が出ているところについて今後どうしたらいいのか、2年前に教育委員会の指導で校区活動を進めてきましたが、校区活動をまとめる組織がまだないことから、校区活動を市全体で考えることができません。こういったことを踏まえ市のほうが気配りをしていただかなければ、協力体制はなかなかできないのかなということもあり、今後副市長をはじめよろしくお願いしたいと思っております。

【副市長】

補助金の削減についても包括外部監査で指摘されたから実施したというのではなく、他市町の状況と当市の支払い状況などについて検証しておりまして、一方、校区活動についても補助したお金が市内に落ちる仕組みであればいいのですが、例えばバスを仕立て他県の美術館に視察に行くということであれば、対象者も限られてくるわけですし、「絆作りの場」という言い方もありますが、やはり市内でお金が落ちる仕組みを考えるとということで、どこの校区においてもそういった部分の補助金は削ることにしております。

これについては、いきなり出した話ではなく、自治会へもお諮りし、議会とも調整した上でご提示したものになります。

ですので、包括外部監査人の意見では、共同募金や会費など社会福祉協議会の運営原資になっているようなものについての補助は、税金がぐるっと回ってそこに投入されているものであり、本来の自治会活動を支援するための補助であれば問題ないですが、それが別の団体の原資になっているのであれば、本末転倒であるという指摘がなされまして、本来の募金や会費を集める仕組みの中で、本来の趣旨に沿ってあるべきものを、市から補助金があたかも当然のごとくその経費として支払われている実態についてどうなのかということの提言がなされたわけです。

市としても、他市町の社会福祉協議会の運営状況なども検討しながら、やはり補助金としては削減すべきではないかということで、十分な審議ができていないかどうかはわかりませんが、自治会連合会にご提案させていただいたわけですし、そういった方向で理解を求めて行くということから、一律に包括外部監査で指摘があったから補助金をカットするということではございませんのでよろしく申し上げます。

【会長】

E委員よろしかったでしょうか。

【E委員】

その点はよく分かっております。今お話ししましたとおり、2年～3年やっていただく自治会長さんは理解していただけたと思いますが、1年交代の自治会長さんはそこまでの計算ができていないわけです。それで予算がないし、総会でそんなことは決めていないということをおっしゃるので、私としてもそれ以上何も言いようがないことになってしまうということです。そういったこと踏まえて今後はやって行くしかないということではないでしょうか。是非ご協力をお願いします。

【副市長】

説明責任を果たすことをやって行きたいと思っております。

【B委員】

補助金団体の件ですが、PTA連合会も市から一部補助金を頂き、あとは会費で賄っている団体になりますが、会計年度終了後に余剰金が発生します。これについて包括外部監査の指摘がありこれを市にすべて返納することで指導されていますが、その主旨は分かりますが、実際に運営するとき今年度がそうであったのですが、10周年記念大会を開催しており、これについては、毎年の会費の中から余剰金を集めて貯めてきたのですが、これについて次年度からはこういった基金を作って積立することはだめですということになったわけです。記念事業を実施しなくてもいいのではないかというご意見もありますが、PTAとしてそういった機会に有名な講師を招いて勉強したいという思いもあり、目的を持った繰越金の留保ですので、そういった事業に関する積立は認めてもらえないかという思いがあります。もし、それがだめならば20周年事業の予算として市に予算要求すれば、必ず補助がなされるのかということになります。

今の首長さんが支払うと言われても、10年後他の首長さんに代わられたとき補助がどうなるかについての確証はないわけで、そういったことも危惧して、目的を持った積立に関してはお認めいただけないかということです。また、余剰金の返還に関しても補助事業部分に対する返還であればわかりますが、全ての余剰金を返還せよというのはおかしいのではないのでしょうか。

例えば300万円の事業費があって50万円が市からの補助金とした場合、残りの250万円は会員からの会費で賄っており、もし30万円が余剰金として残った場合、その会費と補助金のパーセンテージで返還することができないのかということもあります。補助金が50万円であれば、50万円を超えるような余剰金が発生するはずがないということは原則ではありますが、全ての余剰金を返還しなければならないことになると、補助金返還があるから毎年事業費を使い切るといった形の運営になってくることも懸念されます。

【副市長】

実は、庁内会議でもそういった話が出ておりまして、監査委員は基本的に内部留保は認めないという考え方で、目的を持った基金であってもそれはだめだということで、補助金で運営している以上、補助金の中で運営されるべきであり、余剰金が発生してもそれは認められず返還してくださいということになるのですが、その代わり10周年記念事業などの費用については、説明が付けば市は予算を付けますというスタイルをとることにしました。ですから、記念事業などを実施したい場合、例えば例年30万円の補助金であったとしても、その年については50万円の補助金要請をされれば、所管課がそれなりの説明

をしながら予算査定に望むものと思いますので、そういった形になっております。

【B委員】

10周年事業を実施する場合、実施年度の2年前から講師派遣などの計画をしており、その企画段階で予算が通るかどうかが問題になります。

【副市長】

例えば、予定された講師費用が100万円かかるとして、会員など受講される方が300人であった場合、300人に対し100万円を投資するかどうかが問題になります。他の事業で仮に1000人を対象とする研修などが開催されるような場合、費用対効果を考えると1000人を対象とする事業は採択され、300人を対象とする事業は採択されないことはありえます。ですので、会員数や予算規模を考えた身の丈に合った事業計画をされることが必要で、予算査定においてもその辺りを見極めながら事業仕分的判断でやっていくことになると思いますが、まるっきり予算を付けないということではありません。

【C委員】

副市長の考えもすばらしいと思いますが、補助金の種類はたくさんあると思いますし、ひとつひとつについて要綱を作ることはものすごい事務量になるので大変なことになると思います。だからと言って、補助が慣例的になっているような団体もありますので、その根本は公開なんです、こういったものはすべて公開を原則として市民の監視を受けないと力ある人がどんどん事業をやって行ってしまうことになります。しかし、それを抑制することはなかなか難しいと思っています。

普通であれば、自治会連合会の補助金削減などについては総員反対の案件ですので、今回市長さんはよくやられたと思いますし、それをあえてやるということについてはすごく勇気の行ったことと思いますし、すばらしいリーダーシップを発揮されたと思います。ですが、その後の運営についてきちんと公開をしていただくことが必要で、補助金のみならず予算の順位付けなどの施策についても、それらもみんな公開しないと、市民は自分達に関する予算が削られておりますのでバランスがとれなくなり、治まらないことになると思います。

【会長】

後ほど市民が主役、瑞穂市のまちづくりに関する資料がありますので、その件についてもご説明があるかと思います。

開かれた審議会の案件とも関連するかと思いますが、今回初めてご参加いただいた委員の皆様にご案内しますと、本委員会におきましても議事録というものがございまして、市のホームページに載せており

ます。これについては皆様に事前に見ていただく機会があり、訂正もできるものであり、ご発言があっても「A委員」、「B委員」などの匿名で表記されます。審議内容を公開している点ご承知おき下さい。

議題（3）市からの諮問案件について

【会長】

（議題（3）に対し、事務局に説明を求めた。）

【事務局】

議題3の市からの諮問案件についてのご説明になります。

まず、この案件を提示させていただき経緯からご説明します。

本日資料としてまちづくり基本条例の冊子をお付けしておりますが、基本条例の推進組織ということで、「まちづくり基本条例推進委員会（以下「基本条例推進委員会」）という組織がございます。基本条例推進委員会では「まちづくりの推進に関する取り組み」をテーマに審議しており、市長からの諮問案件をはじめ、まちづくりの推進に必要な事項などを提案することもできる組織になっております。

基本条例推進委員会では、独自のテーマを決めてそのことについて提言をして行こうということになりまして、最初に取り上げたテーマが「審議会等のあり方」ということになりました。

何故このテーマになったかということにつきましては、これまで行政が担ってきたものが、近い将来行政で担いきれなくなったとき、その受け皿として市民と行政が協力してその部分を補って行く過程を想定したとき、市民と行政がお互いを理解し、協力しながら事を進めて行くことが必要になり、その時お互い意見交換でき理解を深めるための場が必要であり、その手段について考えてはどうかということになり、「市民の意見を市政に反映させるための取り組み」という部分に着目したことたから始まりました。まちづくり基本条例では、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障することが規定されておりまして、参画の機会を保障するためにいくつかの方法が用意されています。その中の一つである「審議会等への委員としての参画」をテーマとして取り上げ、議論を進めてきたということになります。

審議会以外の参画の方法は、公聴会、懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査などがありますが、「審議会等への委員としての参画」には違いがあるということで、それについては本委員会もそうですが、行政が市民である委員に対し説明を行い、さらに委員が意見交換したうえで、合議体として一定の結論を導き出す仕組みは、他の参画方法は個人からの意見聴取が主になるので、この仕組みを持つ参画方法は「審議会等への参加」以外ないという意味でして、案件に対する理解と結論を導き出すということに関して言えば、

全く他の参画方法とは一線を画すものであるという認識から、この仕組みをいかに機能させるかということが当面の課題であるということでテーマに選ばれました。

本日お配りした冊子にございますとおり、まちづくり基本条例の理念がございまして、「市民参画」、「情報の共有」、「協働」が大きな柱になっており、この理念に即した審議会のあり方ということで見直しを進めていくことになりました。

これにつきまして、基本条例推進委員としてとりまとめたものを、提言書として提出されることになっております。

基本条例推進委員会では第1回から第5回までの会議等で審議されてきた経緯がございまして、その中でまちづくりの推進に関する取り組みについて、さまざまな案件について話し合った結果、このテーマに辿り着いたわけですので、決して短絡的に決められたものではないことをご理解ください。

現在最終とりまとめの段階で、提言書に盛り込む内容を整理する段階になっておりますが、基本条例推進委員会のスタンスとしましては、あくまでも「まちづくりの推進」に係るものについての提言をして行くということですので、提言書の表題も「まちづくりの推進に関する提言書」とされ、副題として「審議会等について」とされる予定です。

提言書の内容は、審議会の現状を検証した結果に基づきその問題点を指摘し、それに対する施策などの提言が主な内容となるようです。

市当局としましては、基本条例推進委員会から提言される内容を十分に尊重させていただき、新しい基準や既存の仕組みの見直しに取り組むわけですが、基本的にはそういった案件を取り扱う諮問機関として、行政改革推進委員会が設置されておりますので、こちらへこの件をお諮りし行政運営上の観点からこの改革案をご審議いただきたいと思いますと考えております。

お諮りする案件は、審議会等に関する改革についてご説明をさせていただき、それについてのご意見等を賜り、最終的に答申書という形でおとりまとめをいただきたいと思いますと考えております。

諮問のポイントとしまして、1.～4. が主なものになると考えておりました、まず1つ目は「1. 審議会等の更なる活用」になります。

基本条例推進委員会では、市民が市政に参画するための手段の一つとして「審議会等」の制度があり、今回はそれをテーマにした提言をされることになったのですが、本委員会の審議においては、まちづくりからの視点があり、更に審議会制度そのものについても検討し、最終的に新しい審議会等のあり方を制度としてどうすべきかということが重要になるものと考えられます。2つ目は、「2. 審議会等の委員の選出区分」ですが、これはかなり具体的な話になってきます。

委員の選出区分、選考方法、任期や再任、兼職など、個別具体的事項について、提言の内容を踏まえた改革案について検討を進める必要があります。3つ目は「3. 委員選出の新たな方策」です、これは、2つ目で考えられる改革案により派生する委員選出の問題について、新しい仕組みや方策を展開し“新たな審議会”を作っていこうというものになります。最後は「4. 例規の整理」についてですが、これが一番重要な工程になります。現行例規の見直しや、新たな例規策定など一連の改革に伴う法整備を進めることになります。以上が今想定される諮問案件のポイントの予定です。

今後のスケジュールですが、本日第1回の本委員会がありまして、次回は11月を予定しておりますが、これは基本条例推進委員会から提言書が提出された後本委員会の開催を予定しておりまして、次回第2回会議にて諮問書をご提示させていただき審議を開始します。

その後、来年1月の第3回会議で答申案をとりまとめ、答申書の提出まで進めて行くというスケジュール案になります。

答申書の内容を基に、年度内に関係例規の改正作業などの整備を完了し、新しい仕組みを来年度から施行したいと考えておりまして、それに向けたスケジューリング案になっております。新しい審議会の仕組みをいつからスタートするかということで、来年度は先ほどご説明させていただいた次期総合計画の策定業務を控えており、それを審議する諮問機関として「総合計画策定委員会」を組織する必要があります。また、その他の附属機関においても、委員改選時に新しいルールのもと審議会運営が行われることがより望ましいのではないかと考えておりまして、審議期間としてはハードなスケジュールになりますが委員の皆様にはご協力の程よろしくお願いいたします。

【会長】

少し整理したいのですが、基本条例推進委員会から11月中に提言書が提出され、それを受けて市が本委員会に諮問をされ、審議を進めるということですね。それで本委員会でもまとめた意見を答申書として提出するということですね。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

答申書の提出は年度末では遅いですね。

【事務局】

要綱改正等の手続きがありますので、そのスケジュールを考えますと、年度末の半月か1月前までには答申書を頂かないと間に合わないかもしれません。ただし、改正する内容さえ決まっていればそれに基づく例規整備の準備などは順次実施できるものと思っております。

【会長】

はい、わかりました。非常に大仕事ですがまさに本委員会がやるべき仕事だと思います。

先程お話があった諮問事項として予定される案件として、例えば、本日本委員会の委員名簿が配られましたが、その中には「識見者」とか、「公共的団体からの推薦」、「公募」などの委員の選出区分が掲載されていますが、こういったところから委員を選出するのかという問題や、女性委員の登用割合などについて提言はあるのでしょうか。

【事務局】

審議されている内容を細かく申しますと、公募委員の割合の問題や、兼職の問題など、瑞穂市審議会等の実態調査を通して検証した内容を基に審議が進められまして、その中で基本条例推進委員会として意見が一致した問題点と提言についてが、主な改革事項として審議の対象になってくるものと思われませんが、それ以外に問題点などあれば、その点についても皆さんでご審議いただき、ご意見等を答申書に盛り込むことは可能と思います。

【会長】

11月中に本委員会を開催し、その後12月か1月までにもう1回会議を開催するようなイメージですね。

法律や例規に関することは、私も全面的にご協力させていただきますが、まずは委員の皆様のご意見を賜る機会を持ち、2月下旬あたりには答申書が提出できればということになります。

【副市長】

内容が見えていない方もありますので少しご説明しますと、まちづくり基本条例の冊子6ページを見てください。第21条第3項において、「推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。」と規定されておりまして、これを根拠にまちづくりの参画の場である審議会等についてメスを入れられたわけです。

第16条を見ていただきますと、「市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。」と規定しており、その第1号が「審議会等への委員としての参画」となっており、これをテーマにされたわけです。

市長は、それ以前から市民の声を聞くということから審議会組織を様々設置してきておりますが、その審議会が本当に設置目的に即しているか、委員構成や選考についてどうかなどについてを問われたわけでした。現にこの推進委員会の委員の中にもお見えかと思いますが、1人の方が幾つもの役を担ってみえる場合があり、それでは本来の審

議ができないのではないかということからも論議が始まりまして、委員構成のあり方や、任期のあり方についてもご審議いただいております。その結果が提言書として出てきますので、それを受けた施策については、基本条例推進委員会で審議するのではなく、まさに行政改革に関する案件であるので、行政改革推進委員会でこの案件についてご審議願いますということで諮られる意味のものになります。

【会長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様いかがでしょうか。まだ予定ではありますが、事務局と副市長から説明があった内容について諮問がなされるということで、それについて本委員会で審議することになるということです。

【事務局】

スケジュールについての補足ですが、今月23日に基本条例推進委員会の会議がございまして、その際、提言書の素案についての確認が行われ、内容が決定しましたら提出日を決めることになるようです。

その後、提出された提言書を基に、市で改革案を作成することになりますので、それに少しお時間をいただき、その案についてとりまとめができました段階で、諮問書を本委員会に提示させていただく予定となります。

審議期間としては、かなり短い期間になりまして、改革案の資料だけでもお送りし状況をお知らせできれば、審議がスムーズに進むものと考えておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

そのあたりについてご協議をお願いします。

【会長】

審議会の前に関係資料をお配りいただき、委員の皆様にお目通し願えれば、細かい部分についての議論も円滑に進むと思っておりますので、事前の資料配布を是非お願いします。

委員の皆様この件についていかがでしょうか。

【F委員】

すべて了解いたします。

【B委員】

私もたくさんの審議会を掛け持っていて、代わりをお願いしたいということで、自治会連合会では、副会長をはじめ理事も21名おりますので、その中から委員を出して欲しいと要望をしますが、多くの審議会において自治会連合会会長の出席が求められ、兼職を余儀なくされるという事情もあります。そういったことで、自治会連合会においても、たくさんの自治会員を抱えている会長さんもみえますので、幅広い中から委員が選出されることになるとよいと思っております。

【E委員】

わたしが理解していないところですが、審議会自体を設置することについても提言がなされているのですか。審議会の有無について、本委員会で審議できるものなのでしょうか。

【会長】

既に設置されている審議会の委員をどのように選べばよいかということについて、基本条例推進委員会で提言がなされますので、決してどこかの審議会をなくすとか、新しく設置するとかそういった話ではないということですので、ご理解いただければと思います。

【E委員】

審議会行政の根底は、審議会をうまく立て、あたかも行政がうまく行っているかのようにカムフラージュするというもので、都合が悪くなると市長が権限を審議会に委譲してしまうことがあり、反論している訳ではありませんが、行政と審議会のあり方について根本的な議論をすることは重要ではないでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。そういった意見については本委員会で議論できる内容であると思います。

それではお時間が参りましたので、副会長から閉会のごあいさつをいただきます。

【副会長】

長時間に渡りお疲れさまでした、初めて会議に参加された方もみえますので、勉強しながらになったかと思いますが、最後に基本条例推進委員会からの提言に伴う諮問という大きな宿題が出ましたので、資料等が届きましたらよくお目通しいただきご検討ください。また、今後わからないことがあれば、本委員会には各団体の長の方もおられますので、そういった方のお知恵をお借りしながら答申へ繋げて行けたらと思っております。本日は誠にありがとうございました。

閉会

(次回会議の開催日について調整を行い、11月26日(火)18時から第2回会議を開催することを確認して閉会した。)

事務局(担当課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail: kikaku@city.mizuho.lg.jp
----------	---